

令和元年9月9日

大阪市立十三中学校
P T A 会員様

大阪市立十三中学校 P T A
会長 内野誠之

P T A規約の改正案のお知らせ

平素より、P T A会員の皆様におかれましては、P T A活動の推進にご理解とご協力をいただき、心より感謝申しあげます。

さて、本校は生徒数の減少に伴いP T A会員数も減少しP T A活動の見直しを進めているところです。そこで、実行委員のなかの「成人教育委員会」と「人権委員会」を統合し、「人権・成人委員会」として運営していくことを提案いたします。

つきまして、P T A規約第50条にのっとり、令和2年4月に行う総会において提案するため会員の皆様にお知らせします。規約の改正は下記のとおりといたします。

なお、この件に関するご質問は、十三中学校・教頭（6301-2855）までお願いします。

記

【1】

第37条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために、次の常置委員会を置く。

(旧)

二 人権委員会 六 成人教育委員会

(新)

二 人権・成人委員会

【2】

(新)

第42条 人権・成人委員会の任務は、次のとおりである。

- 1 生徒ならびに会員の人権啓発活動に努める。
- 2 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

以上